

学校教育法の一部を改正する法律案要綱

一 学校において児童又は生徒が守るべき学習上又は生活上の規律とする事項に関する措置

1 児童又は生徒及びその保護者が意見を表明する機会の確保並びに当該意見の考慮

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（以下「学校」という。）は、当該学校において児童若しくは生徒が守るべき学習上若しくは生活上の規律とする事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、児童又は生徒及びその保護者が意見を表明する機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その表明された意見を考慮するよう努めなければならぬこと。

（第四十二条の二第一項等関係）

2 情報の公表

学校は、その定める1の規律とする事項についてその内容の適正性の確保に資するよう、当該規律とする事項に関する情報を公表するよう努めなければならないこと。

（第四十二条の二第二項等関係）

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

二 附則

1 施行期日

この法律は、令和八年四月一日から施行すること。ただし、2及び3は、公布の日から施行すること。

（附則第一条関係）

2 教育職員の理解を深めるための措置

政府は、この法律による改正後の学校教育法の円滑な施行に資するため、学校の校長その他の教育職員がこども基本法第三条第三号及び第四号に掲げる事項の意義について理解を深めることができるよう、学校の教育職員の養成及び研修の充実のための措置その他の必要な措置を講ずるものとすること。

（附則第二条関係）

3 検討

(1) 一の1の措置の在り方については、各学校において、児童又は生徒及びその保護者が意見を表明する機会が十分に与えられているかどうか、児童又は生徒及びその保護者が意見を表明したことを理由として不利益な取扱いを受けていないかどうか等の観点からその実施の状況について評価が行われ、その改善が実効的に行われることとなるよう、検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとすること。

（附則第三条第一項関係）

(2) 一の 1 によるもののほか、児童又は生徒がその在学する学校の運営について意見を表明する機会を確保するための方策については、当該機会の拡充のため、当該意見の表明の対象となる事項等について検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとすること。

(附則第三条第二項関係)